北広島市地域防災計画　改正内容

1　北広島市地域防災計画中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改める。

2　上記１に規定する改正のほか、北広島地域防災計画を次のように改める。

修正後	修正前
一般災害対策編 第１章～第３章　略 第４章 　第１節～第９節　略 　第 10 節 　災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「避難行動要支援者避難支援プラン」により、その支援体制の整備を図る。 　第１　安全対策 　災害発生時には、高齢者、障がい者などの要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。 　このため、市、社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。 　1　市の対策 　市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。 　(1)　避難行動要支援者名簿の範囲	一般災害対策編 　第１章～第３章　略 第４章 　第１節～第９節　略 　第 10 節 　災害発生時における災害時要援護者の安全の確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「災害時要援護者避難支援プラン」により、その支援体制の整備を図る。 　第１　安全対策 　災害発生時には、高齢者、障がい者等、いわゆる災害時要援護者が被害を受ける場合が多い。 　このため、市、社会福祉施設等の管理者は、災害時要援護者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。 　1　市の対策 　市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。 　(1)　災害時要援護者の実態把握

修正後	修正前
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プランに定める。 ア　要介護３以上の認定を受けている者 イ　重度の障害者 ウ　本人等から申し出のあった妊婦及び出産後２か月に達した月末までの産婦 エ　上記以外で市長が必要と認めた者 (2)　避難行動要支援者名簿情報 市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 ア　氏名 イ　生年月日 ウ　性別 エ　住所又は居所 オ　電話番号その他の連絡先 カ　避難支援等を必要とする事由 キ　上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 (3)　避難支援等関係者 市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。 ア　消防機関 イ　警察機関 ウ　民生委員 エ　社会福祉協議会 オ　自主防災組織 カ　自治(町内)会	市は、災害時要援護者について名簿を作成するなど、予めその実態を把握しておく。

修正後	修正前
キ　その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等 (4)　名簿に掲載する個人情報の入手 市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。 (5)　名簿の更新 市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。 (6)　名簿提供における情報の管理 市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。 ア　当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。 イ　災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。 ウ　避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。 エ　避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。 オ　避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。 カ　個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。 (7)　緊急連絡体制の整備 市は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。 (8)　避難体制の確立	(2)　緊急連絡体制の整備 市は、地域ぐるみの協力のもとに、災害時要援護者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。 (3)避難体制の確立 市は、災害時要援護者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めておく。

修正後	修正前
ア　市は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。 イ　市は、要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。 ウ　市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。 エ　市は、収容避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。 （9）防災教育・訓練の充実等 市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。 2　略 第2及び第3　略 第11節及び第12節　略 第5章～第10章　略 地震災害対策編　略	また、市は、収容避難所の指定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努める。 （4）防災教育・訓練の充実等 市は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、災害時要援護者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。 2　略 第2及び第3　略 第11節及び第12節　略 第5章～第10章　略 地震災害対策編　略

（注）この表中、上記１の「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改める改正がある箇所については、便宜上、その改正の内容についてもこの表において記載している。